

	施設入所者の車椅子については、入所している施設の特性によって判断が分かれるところだと思いますので、公開しないことを希望します。
58	文頭に「含まれていないと考える。」の表現があると、後の説明の既製品で含まれないケースを読み飛ばされる恐れがあるので、削除を希望します。
59	車椅子のアームサポートに関しては、重複する部分も多いのですが、更生相談所別又は業者別に基準を変更することは好ましくないと考えます。一定の方針を国から示していただいた方が良いと考えております。公開しないことを希望します。
60	Q60:・当県では脱着式アームサポートと高さ調整式アームサポートはそれぞれ認めている。 車椅子のアームサポートに関しては、重複する部分も多いのですが、更生相談所別又は業者別に基準を変更することは好ましくないと考えます。一定の方針を国から示していただいた方が良いと考えております。公開しないことを希望します。
63	「バックサポート間のもは認めてもよい」→「バックサポート間のもは認めてよい場合もある」
66	Q66, 68, 72:「特例付属品として・・・」とありますが、基準付属品の範囲で対応し、特例付属品として加算・計上することは望ましくないと考えます。安易に特例で検討して欲しいという希望が出る可能性があるため、「更生相談所により解釈がわかれます。」と追記をお願いします。
67	Q67:・計算の間違い(例4)の合計は9,000円が正しいのではないかと。
68	Q66, 68, 72:「特例付属品として・・・」とありますが、基準付属品の範囲で対応し、特例付属品として加算・計上することは望ましくないと考えます。安易に特例で検討して欲しいという希望が出る可能性があるため、「更生相談所により解釈がわかれます。」と追記をお願いします。 車椅子のベルトについては、車椅子の付属品であるシートベルト(¥3,500)で対応すべきと考えておりますので、公開しない方が良いと思われれます。
72	Q66, 68, 72:「特例付属品として・・・」とありますが、基準付属品の範囲で対応し、特例付属品として加算・計上することは望ましくないと考えます。安易に特例で検討して欲しいという希望が出る可能性があるため、「更生相談所により解釈がわかれます。」と追記をお願いします。
74	Q74:「足漕ぎ型車椅子は補装具として認められていません」としながら、「特例補装具として支給することは可能です」というのは、矛盾していると考えます。
77	本市では、バギー車を「手押し型B レディメイド」と基本的には位置づけています。また、小車輪は12インチ未満と考へ、後輪が小車輪のものについてはリクライニング機能やティルト機能の有無にかかわらず「手押し型B」として取り扱っています。価格の見積もりについても、個別機種機能と付属品の基準額を鑑み、メーカーの希望小売価格と同程度の基準額表を本市独自で作成しています。
78	本市では、バギー車を「手押し型B レディメイド」と基本的には位置づけています。また、小車輪は12インチ未満と考へ、後輪が小車輪のものについてはリクライニング機能やティルト機能の有無にかかわらず「手押し型B」として取り扱っています。価格の見積もりについても、個別機種機能と付属品の基準額を鑑み、メーカーの希望小売価格と同程度の基準額表を本市独自で作成しています。
79	Q79:差額自己負担を認めるかどうかについては、修理の際の対応も説明が必要なので実施機関の判断が必要と思われれます。 Q79:差額自己負担での購入を認めるか否かは実施機関での判断となります。 「高機能」という表現は誤用が生じる懸念があるので、削除した方が適切。 Aの最終部分「差額自己負担での購入を認めるか否かは各更生相談所での判断となります。」は曖昧でわかりにくく、Qである「判定の考え方」にも含まれないと考えます。この部分は削除していただきたい。
81	「・・・機能が追加できるものが製品としてあるのは事実です」→「・・・機能が追加できるものが製品としてあります」 特例補装具の補装具費支給額に関する回答と思われるが、この質問に関しては、さまざまな考え方があると思うので、削除願いたい。間違った捉え方をされる恐れがあるため
82	本市では、このような取り扱いを認めておりませんので、削除を希望します。
86	Q86:・当県では肝臓機能障害や腎臓機能障害では電動車椅子は支給していない。 ・難病等であれば「ただし書き」以下は理解できるが、難病等でなければ関係者等を混乱させる内容である。 ・Q113の回答文との整合性を検討する必要がある。 当所では電動車椅子の支給対象を心臓、呼吸器機能障害に限定し、肝臓、腎臓機能障害についてはその障害のみをもって支給を認めるべきではないとしており、公開するのは妥当ではないと考えます。 特にただし書き以下については、補装具費支給基準の電動車椅子の対象者以外の内部障害者が電動車椅子の対象者であると考えてしまうのではないかと危惧します。 肝臓機能障害のみ、腎臓機能障害のみでも電動車椅子の支給の可能性が高いようにも読めます。当市では肝臓機能障害、腎臓機能障害のみでは車椅子、電動車椅子の支給は認めていません。「ただし、」から始まる最後の1文は削除していただきたい。

	<p>リチウムイオンバッテリーについてはその安全が確認されていないことから、当所では差額自己負担も特例補装具も認めていません。希望する場合はその補装具そのものも全額自己負担になる旨伝えていきます。公開は妥当ではないと考えております。</p>
88	<p>リチウムを認めていません。 ⇒当相談所において認めていないものを認めているように書かれているので、現場の業務に支障をきたす恐れがあるので、非掲載としていただきたいと思います。</p> <p>本市では、リチウムイオンバッテリーの使用については、厚生労働省の基準に見合わないものとして理解しており、公費で支給した事例はありません。しかしながら、障がい者の個別事情に応じて検討すべきであると考えますので、特例補装具扱いとすることには賛同します。</p>
89	<p>「例えば・・・」以降の文言のみ引用される恐れがあるので、この文言のみ削除願いたい。</p>
90	<p>原則、移動機能のある補装具で同じ種目のものは、教育上、職業上の理由がなければ1個と考えている。そのため、車椅子を2個支給することが可能であるという回答は、本人家族からすれば、強く希望すれば2個支給が可能であると思われるのではないかと。回答の中に、「手間を理由にするのではなく」「他者との平等性を考えても」「他の送迎方法を検討しても」等、十分な検討が必要というような内容に修正して頂きたい。</p> <p>・車椅子フレームの座位保持装置は、移動機能を持つため、できるだけ1台でお願いしているところだが、この回答では、複数支給も当然だと要望が出てきそうである。</p> <p>「構造フレームを車椅子とした座位保持装置」は車椅子とする、座位保持装置とする、車椅子、座位保持装置ともにカウントするなど、自治体、更生相談所によって対応は様々と認識しています。このQA自体公開にふさわしくないと考えます。削除していただきたいと思います。</p>
91	<p>Q91:座位保持装置と車椅子の併給はできないと考えています。座位保持装置の適応者は、たとえ短時間の移動であっても座位保持装置が必要であると考えています。短時間の移動用車椅子を支給するとすると、屋外用座位保持装置・屋内用座位保持装置の3台の支給を申請するケースが多くなると考えられます。</p>
94	<p>この説明では、座位姿勢のとれる人には、立位保持装置は支給できないと理解されます。また、設問では訓練目的の装置支給についてだが、回答には（児童の訓練目的とは別）との記載が混乱を招きます。</p> <p>当所では、座位姿勢保持は車椅子で可能だが、ほぼ毎日児童で支給された立位保持装置を用いて立位をとっているケース2例に、立位保持の座位保持装置を支給しました。立位で若干の日常生活動作を行っていますが、立位でなければできないということはありません。移動の主体は車椅子になっていますが、立位姿勢のとれる能力を維持してきたこと、ほぼ毎日行っていること、立位による健康維持効果（*）が高いことなどを考慮して支給しました。もし児童から継続してきた立位場面がなくなった場合、どのような悪影響があるのか心配されます。また、立位保持装置を使わないと立位がとれない人に対して、座位がとれれば立位は必要ないと断言することになります。しかし、専門職として、今まで多くの人に立位や歩行を極力とるように勧めてきましたし、その効果も実感してきました。</p> <p>立位保持装置の使用実績のない者に対する支給は、慎重であるべきと思いますが、児童からの長い積み上げの結果、日常生活に立位場面が組み込まれている人ならば、訓練用ではなく日常生活用更生装具としての支給も考慮して良いのではないかと考えます。Q93の回答の中にも「日常生活の中で筋緊張を軽減し、呼吸改善や安楽、休息をとる時間帯を設ける必要があるなどの医学的な理由が確認できれば、構造フレーム、連結がなくとも、腹臥位を目的としたものでも座位保持装置として認められる可能性があります。」とあります。医学的理由が確認できれば臥位保持装置は可能でも、立位保持装置は不可能というのは整合性に欠けると思います。回答の変更（例参考）が公開中止をお願いします。</p> <p>* 立位をとることで、血圧や消化器への好影響、骨粗鬆症予防、精神的な好影響、視線の変化や高いテーブル作業への参加などが期待できる。</p> <p>A（変更例） 立位訓練を目的とする装置は児童が対象であり、者では支給できません。しかし、日常生活に立位保持装置を使用した立位場面がある人ならば、筋緊張の調整、血圧や消化器への好影響、骨粗鬆症予防、精神的な好影響などの医学的な理由が確認できれば、立位を目的としたものでも座位保持装置として認められる可能性があります。</p> <p>当市では、児童であっても立位訓練を主な目的とする起立保持具は認めていません。日常生活または学校生活を送るうえで必要な場合に認めています。「立位訓練を目的とする装置は児童が対象であり」という文言は、児童であれば、立位訓練目的であっても起立保持具の支給が可能であると判断されるおそれがあります。</p>
98	<p>Q98:独立したカットアウトテーブルであっても座位保持装置とセットで使用するのであれば基準内の対応でよいと考えます。</p>
100	<p>例3)の取り扱い、基本価格（採型又は採寸）もあり、重複控除もなしとなり、車椅子の座部に座位保持装置の完成用部品（支持部（骨盤大腿部））をクッションとして用いる場合と比較して、額の差が大きくなりすぎると考えています。当市では例3)の取り扱いはしていません。例3)に関する記述は削除していただきたいと思います。</p>

103	Q103:車椅子と座位保持椅子で基準が重複しており、どちらの種目でも申請できると公開すると制度の運用上問題があるため、公開は不相当と考える。
104	当所では業者および相談者から冷却装置（クールファン）の支給について希望が出ていますが、体温上昇防止の効果の判断基準をどこにおくかが困難なことから認めていません。希望する場合には自費対応としています。この設問は冷却装置の支給の可能性もあると誤解される恐れがあるため、公開は妥当ではないと考えます。
106	取扱要領では、「児童のみ」となっており、本県では者に対して支給していませんが、同Q&Aを業者や本人が目にする、支給してもらえると相談にくると思われる。
107	取扱要領では、「児童のみ」となっており、本県では者に対して支給していませんが、同Q&Aを業者や本人が目にする、支給してもらえると相談にくると思われる。
108	非課税扱いの物の中にも補装具が含まれるのではなく、非課税扱いの物の中に補装具の対象とならないような歩行器が含まれていることがあります。歩行器の定義が示されればなお良いと考えます。
118	Q118:パソコンは、現在一般的に普及している汎用機器と考えられるため、パソコンとソフトウェアを組み合わせたものを意思伝達装置と判断することは、補装具費支給の考え方とそぐわないと考えます。しかし、お持ちのパソコンに意思伝達装置のソフトウェアをインストールし、意思伝達装置と見なす場合については、ソフトウェアは特例補装具として支給可能と考えます。その際、入力装置等についても補装具費支給制度で支給可能と考えます。
	パソコンは、現在一般的に普及している汎用機器と考えられるため、パソコンとソフトウェアを組合せたものを意思伝達装置と判断することは、補装具費支給の考え方とそぐわないと考えます。しかし、お持ちのパソコンに意思伝達装置のソフトウェアをインストールし、意思伝達装置と見なす場合については、ソフトウェアは特例補装具として支給可能と考えます。その際、入力装置等についても補装具費支給制度で支給可能と考えます。以上の理由により公開しないことを希望します。
	【「重度障害者用意思伝達装置」導入ガイドライン】に記載してあるパソコンの考え方と解釈が少し違うように感じます。ガイドラインではパソコンが「専用機器」に該当する場合は支給を認めるが、パソコンとしての利用も想定している場合はパソコンは支給対象外であると考えると記載してあります。しかし、この回答はパソコンを認めない更生相談所が少数派であるような印象を与える危険性があるのではないのでしょうか。ガイドラインと整合性のとれる内容であれば公開しても良いのではないかと思います。
	当市では、Qにあるような意思伝達装置の支給は認めていません。曖昧な表現でAが結ばれていますが、対応に苦慮することが予想されます。このQAは削除していただきたい。
119	視線入力装置と生体現象方式の選択が曖昧であり、決定が困難。
120	「視線入力が手段となる場合は末期でもあり、本装置の使用期間も短期間になることが予想されます。対象者の予後等、主治医からの医療情報を踏まえ、慎重に判断する必要があります。」 →この記載を当事者の方が見られたら、不愉快になられるのではないかと思いますので、この部分は削除したほうが良い。
	進行性疾患における使用期間から考慮すべき適否の判断。
	このQAは非常にわかりにくく、また、誤解を招きやすい表現となっているため、削除すべきと考えます。
123	Q123:当該設問への回答として理解できない。もし手帳の認定基準を根拠とするのであれば、聴力障害の認定基準は左右どちらの耳にも難聴があることが条件となっているのだから両耳に支給すべき、という説明のほうが妥当ではないか。
	他の障害と比較するようなQAは好ましくないと考えます。補装具費支給事務マニュアル（2007年6月20日中央法規）のQ77にあるような、「同時に2個の支給ができるか?」「原則として1種目につき1個」と述べるにとどめるべきだと思います。
124	Q124:補装具としての補聴器の「高度難聴用」「重度難聴用」の定義は、90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のものが高度難聴用、140デシベル以上のものが重度難聴用という記載のみである。「中等度難聴用」という語を用いるのであれば、その定義を記すべきと考えます。
	当更生相談所ではこのような取扱いはしていないため、掲載お遠慮いただきたい。
	高度難聴用の補聴器を軽～中度難聴者に合わせるようになるため、補聴器による難聴の悪化が生じないよう調整には十分な配慮が必要になる旨を追記していただきたい。

	<p>Q125:補装具費支給事務取扱指針によると「補装具費支給の必要性を認める補装具について、その種目、名称、型式、基本構造等は支給要件を満たすものであるが、使用者本人が希望するデザイン、素材等を選択することにより基準額を超えることとなる場合は、当該名称の補装具に係る基準額との差額を本人が負担することとして支給の対象とすることは、差し支えないこと。」とされています。すなわち、差額を負担して名称の異なるものを購入することはできないとされています。補装具(種目)における「高度難聴用耳かけ型」「重度難聴用耳かけ型」「耳あな型(オーダーメイド)」等は「名称」であり、Q125の「『ポケット型、耳かけ型と名称が異なっても基本的には聞こえ方は変わらず形状のみが変わるもの』として、差額自己負担で対応することは可能と思われます。」は指針と矛盾しています。また、外装イヤホンを使用するポケット型、内装イヤホンを使用する耳かけ型、耳あな型、とでは特性も異なり、導音管を使用する耳かけ型ではさらに特性は異なります。またこれらの違いからフィッティング方法も異なってきます。また、タイプにより装着・操作・管理に関しての難易度も大きく異なり、判定の際にはこれらの要素も重視しています。補聴器の名称の区分を単に「形状のみが変わるもの」と考えるのであれば、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」において異なる名称とされていること、基準額がそれぞれ異なること、どの名称の補聴器が適当かの判断を更生相談所で行っていることの意味がないこととなるのではないのでしょうか。</p>
125	<p>「補装具費支給事務取扱指針」によると「補装具費支給の必要性を認める補装具について、その種目、名称、型式、基本構造等は支給要件を満たすものであるが、使用者本人が希望するデザイン、素材等を選択することにより基準額を超えることとなる場合は、当該名称の補装具に係る基準額との差額を本人が負担することとして支給の対象とすることは、差し支えないこと。」とされています。すなわち差額を負担して名称の異なるものを購入することはできないとされています。補装具(種目)における「高度難聴用耳かけ型」「重度難聴用耳かけ型」「耳あな型(オーダーメイド)」等は「名称」であり、Q125の「『ポケット型、耳かけ型と名称が異なっても基本的には聞こえ方は変わらず形状のみが変わるもの』として、差額自己で対応することは可能と思われます。」は指針と矛盾しています。</p> <p>また外装イヤホンを使用するポケット型、内装イヤホンを使用する耳かけ型、耳あな型、とでは特性も異なり、導音管を使用する耳かけ型ではさらに特性は異なります。またこれらの違いからフィッティング方法も異なってきます。</p> <p>またタイプにより装着・操作・管理に関しての難易度も大きく異なり、判定の際にはこれらの要素も重視しています。</p> <p>補聴器の名称の区別を単に「形状のみが変わるもの」と考えるのであれば、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」において異なる名称とされていること、基準額がそれぞれ異なること、どの名称の補聴器が適当かの判断を更生相談所で行っていることの意味がないこととなるのではないのでしょうか。</p> <p>以上の理由により公開しないことを希望します。</p>
	<p>本市では、職業上等の理由がないため耳あな型補聴器は認められず、耳かけ型補聴器の判定を行った場合について、差額自己負担での耳あな型の購入を認めていません。市町村によってはこうした取扱いを行っていることは承知しておりますが、このQ&Aが公開されると本市の判定に著しい支障を来たします。</p>
	<p>2) 重度難聴用については、技術開発が進んでいるとはいえ、耳あな型とそれ以外では語音の利得に差があるものと考えられるため、高度難聴用と同様に取扱いすることについては賛同できません。(なお、本市の現状では、高度難聴用であっても差額自己負担のうえで耳あな型を支給することを認めていません。)</p>
	<p>当市では、差額自己負担による型式の変更は行いません。Aに「重度難聴者に対する補聴性能を有することが耳あな型でも可能」とありますが、これは極一部の機種に限定されるもので、多くの耳あな型は重度難聴者に対応できないと考えています。Qにある「差額自己負担で」は削除し、Aは次のようにしていただきたい。「現行の基準価格が示されているのは高度難聴用の耳あな型までですが、極一部の耳あな型で重度難聴への対応が可能なものがあります。申請者の障害状況・適性から判断して真に耳あな型の適応であり、かつ、重度難聴用の対象者であれば当該機種を支給することは可能と考えます。その場合は、名称、基本構造が基準にないことから、特例補装具として取り扱うことになります。</p>
	<p>本県では原則として差額負担を認めておらず、耳あな型については主に職業上の理由により耳かけ型やポケット型では対応できない場合に限って支給している。</p>
126	<p>Q126:設問を「人工内耳使用者から反対側への補聴器の支給について申請がありましたが、」(下線部を挿入)との記載にしたほうがよい。(稀に人工内耳と同側に希望する例があるため)。</p>
128	<p>Q128:「送信機(ワイヤレスマイク)」(下線部を挿入)と記載したほうがよい。修理基準表に「送信機」という項目がないため、混乱する実施機関が頻繁に見受けられるため。</p> <p>FM型送受信機の支給に関し、「自宅での会話、日常生活等に必要と判断できれば支給可能」とあるが、とらえ方により、幅が大きすぎるのではと思われる。</p> <p>本来FM補聴システムは送受信機を一对で使用するもので、Aのただし書き以降にある「学校以外の場面、自宅での会話、日常生活等」に使用するのが基本と考えます。FM補聴システムの使用場所を学校のみ限定するような誤解を招く記述は好ましくないため、削除していただきたい。</p>

129	Q129:ポケット型のアンプは、トランジスター、ダイオード、抵抗等、各部品を組み上げて作製しています。ポケット型のアンプ部の故障に関しては、まずは部品交換で対応し、交換した部品の修理項目を積み上げて算定するのが望ましいと考えています。しかし、故障の状況、または機種によってはアンプをまるごと交換することでしか修理をできない場合もあるため、そのような場合は、アンプ組立交換とし、市場価格を参考にするのが望ましいと考えます。
	Q129:回答の「前者の基準額を準用」とはどの基準額のことかが不明である。2~3万円台とあるが、基準表では「耳かけ型アンプ組立交換20200円」から「耳あな型アンプ組立交換（オーダーメイド）42200円」、「眼鏡型アンプ組立交換（受信用）54700円」など幅広い。
	ポケット型のアンプは、トランジスター、ダイオード、抵抗等、各部品を組み上げて作製しています。ポケット型のアンプ部の故障に関しては、まずは部品交換で対応し、交換した部品の修理項目を積み上げて算定するのが望ましいと考えています。しかし、故障の状況、または機種によってはアンプをまるごと交換することでしか修理をできない場合もあるため、そのような場合は、アンプ組立交換とし、市場価格を参考にするのが望ましいと考えます。以上の理由により公開しないことを希望します。
130	Q130:耳垢栓のクリーニングは補装具費支給の考えにそぐわないと考えます。
	耳垢栓のクリーニングは補装具費支給の考えにそぐわないと考えますので、公開しないことを希望します。
	修理基準にない修理の対応については、修理基準から除かれた経過のある電池交換などが誤って混同されないような文言にしていきたい。
135	ただし・・・以降の文言のみ引用される恐れがあるので、この文言のみ削除願いたい。
136	Q136:スクールバス用の車載用座位保持椅子を「支給することも可能」と明示すると、安易な申請が増加することが危惧されるため、「一方へ支給することも可能です。」という一文は削除する必要がある。
137	ただし・・・以降の文言のみ引用される恐れがあるので、この文言のみ削除願いたい。
138	Q138:「修理として対応するか否かは各更生相談所の判断によることとなります。」との表現は、座位保持椅子については更生相談所の判定が必要との誤解を生む可能性があり、「成長対応に合わせた・・・判断によることとなります。」部分の削除が必要と考えます。
	Q138:座位保持椅子については助言のみで実施機関での判断となっております。
139	「高機能」という表現は誤用が生じる懸念があるので、削除した方が適切。
140	「個別に真に必要な性を・・・」この文言のみ引用される恐れがあるので、この文言のみ削除願いたい。
144	回答の末尾に、「ただし、修理はそれぞれの制度での取扱になります。」との追記をお願いしたい。
146	Q146:平成25年3月15日付「難病患者等における地域生活支援事業等の取扱いに関するQ&A」の「3 補装具費の支給について」問3では、難病に起因しない難聴の場合も補装具費（補聴器）の支給が可能とされている。従ってAで「難病と関連性がない場合には」と原因疾患との関連性で制限をかけるのは難しく、「歩行困難が一時的なものでなく、骨折の後遺症として肢体不自由の障害が認められるのであれば、肢体不自由の手帳取得を勧めるのが」と変更が必要と考えます。
147	Q147:平成25年3月15日付「難病患者等における地域生活支援事業等の取扱いに関するQ&A」の「3 補装具費の支給について」問3では、難病に起因しない難聴の場合も補装具費（補聴器）の支給が可能とされている。この設問ではあえて「難病を原因とする聴力低下」と記載されており、難病に起因しない難聴は支給対象外ではないかとの誤解が生じる可能性がある。Qの表記を「聴力低下がある難病患者等で手帳を取得していない方～」と変更が必要。
148	Q148:同上の理由により、Q「身障手帳を取得していない難病に起因する視力低下者」⇒「身障手帳を取得していない難病患者等の視力低下に対して」と表記変更が必要。
149	Q149:難判断基準はありません→難病患者等の判断基準は特に設けてはいません
151	特にただし書き以下については、補装具費支給基準の電動車椅子の対象者以外の内部障害者が電動車椅子の対象者であると考えてしまうのではないかと危惧します。
	Q86の肝臓機能障害、腎臓機能障害とともに、易疲労性については十分慎重な判断が必要と考えています。「必要性が」から始まる最後の1文は削除していただきたい。
全般	今回のQ&Aの中には特に見受けられなかったが、回答の結論が明確な考え方が無く、「各更生相談所の判断となります」という結論のものは、場合によっては市町村、補装具製作者、医療機関等に混乱を招く恐れがあるため、掲載しないいただきたい。
	自治体によりQ&Aの解釈が異なるため、医療機関や業者へ公開することは心配。業者に対しては、修理基準項目の基準解釈や算定方法について周知したい部分もあり、公開いただきたいQ&Aもある。一方、業者に良いようにとられてしまうことも懸念されるため、公開については慎重にすべきと考える。
	全般的な問題として、補装具製作者に取扱いの見解を教えることで、逆手に取った解釈により利用者が必要以上の申請を促すことに結び付かないよう、取扱いには注意いただきたい。

問4：その他、このQ&Aの回答内容がおかしいのではないか、当所ではこうは考えていないなど、何でも自由にご意見ください。

意見した 更相数	意見
1	Q47の「既成の整形靴」とはどのようなものでしょうか？ 「標準靴」とはどのように異なるのでしょうか？ (このまま公開してよいかご検討願います)
2	市町村からの問い合わせがあり、具体的な取扱いが助言できると非常によいと思われれます。また、市町村に配布することで対応がしやすくなると思われれます。
3	誤字 ・P6 上から3行目 「～費用の額の及び～」 ・P26 「Q46～」の下の行は、「Q45」の最後の行 ・P63 下から3行目 「A 難判断基準は～」
4	Q103について、基準の重複が見られており制度上矛盾が生じているため、厚労省に対して基準の改正を求めるよう働きかけてほしい。
5	Q81 修理基準を加算して、残額を自己負担とする場合もある。必要性が認められない場合は、こういった対応が現実的ではないか。 Q93 排痰目的といった単一機能のみのものは認めていないので、併記した方が適切。 (誤字等) Q120 「頸髄」→「頸髄」 Q127 「目的のについて」→「目的のものについて」
6	Q125の回答1)について：当所では、真に耳あな型の適応がある場合は、重度難聴用の対象者であっても、特例補装具ではなく通常の耳あな型として判定している。(基準表の基本構造では耳あな型は「高度難聴用に準ずる」と記載されているものの、実際にはメーカーが基準価格内で取り扱う耳あな型の中には重度難聴用相当のものが含まれている。) Q130：当所では、クリーニングやメンテナンスの費用は支給対象外と回答してきた。したがって、耳垢栓のクリーニングも対象外と考えてきた。
7	「難病の考え方」においてQ147、148について、平成25年3月15日付厚生労働省・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室「難病患者等における地域生活支援事業等の取扱いに関するQ&A」の問2及び問3では、遮光眼鏡の対象者要件「視覚障害により身体障害者手帳を取得していること」を補装具費支給事務取扱指針より削除し、また補聴器については「少なくとも高度難聴と同程度の症状であるなら、支給決定が可能」とあります。Q147、148の回答は「高度難聴より同程度以上」「身体障害者手帳に該当する視力レベル」と限定していますが、この表現では身体障害者手帳所持者との違いが不明瞭であり、難病患者への配慮が見られないため、不適切ではないかと考えます。
8	Q49について：当所では、判定をとおさずに自費で購入した靴型装具の修理が1人の方から何足分も申請があがった件や、他人から譲り受けた車椅子の高額修理の申請があがった件について市から相談があり、協議を要した経過があります。 そのときは、真に補装具が必要かどうかの判定から行いました。補装具支給判定制度を通さずに、購入した補装具の修理の取扱いについても、掲載していただくと助かります。
9	Q60の回答についてですが、参考価格として高さ調整式アームサポート交換と脱着式アームサポート交換の合計額から、アームサポート(肘当て部分)交換の額を差し引いたものがあげられていますが、基準票に照らし合わせると実際この額では、脱着式アームサポート交換の額を下回ってしまいます。 最終的には個別に制作者と相談し判定することになると思いますが、参考価格の取り方について違う方法をご教示いただければと思います。
10	いつも参考にさせていただいているので、補装具費支給判定Q&Aがあり、大変ありがたいです。
11	Q125 2) 差額自己負担の考え方について ポケット型、耳掛け型→耳あな型については、処方内容の範囲を超えており疑問 Q13 2個目として、入浴用のSHBは支給可能なのでしょうか？ Q130 回答は、Q16の回答と同様ではないのでしょうか？
12	Q123 補聴器の原則片側支給の理由は、あまり専門的ではないように感じられます、公開した場合、難聴や補聴器を専門とする耳鼻科医師から指摘を受けるのではないかと考えられます。

13	Q122: : iPadが支給対象外であることは理解できます。しかし、ガイドラインの14ページに「ソフトウェアにかかる購入費用は、特例補装具費としての対応は可能と考えられます。また、操作スイッチ類等は通常の支給が可能と考えます」とあるので、パソコンのソフトウェアと同様、トーキングエイドfor iPadやスイッチ類は特例補装具費として対応可能という解釈が良いのでしょうか。(Q&Aにここまで記載する必要もないのでしょうか)
14	Q86これまで電動車椅子の内部障害の対象は心臓・呼吸機能障害と限定していましたが、内容より肝臓・腎臓機能障害も支給の可能性があるとの回答ですが、免疫等も可能性が出てくるのでしょうか。判断が難しくなるようにも考えます。
15	今回のものは、広く公開するため、原則論だけを掲載していただきたいと考えています。「ただし・・・」から始まるような、特例に関してのものは記載する必要はありません。その部分については削除していただきたい。
16	Q49:当所では製作者と話し合い、B靴型装具 エ製要素価格(イ) b付属品等の加算要素 補高の価格に加えてB靴型装具 ウ基本価格 採寸の額を実際に行っている技術料として加算しています。
17	Q45 A②について 補装具給付事務マニュアル適正実施のためのQ&A(中央法規)のQ52では、プラスチック短下肢装具に合わせて靴を製作することは適当ではない。とあり、当所ではA②については適当ではないと考えている。
	Q100 当所では、重複する部分については一律控除を行っている。
	Q103 ABSシステムの骨盤サポートを追加する場合、種目としては車椅子の特例補装具ではなくて、車椅子の特例扱いの付属品として扱うのではないかと。(車椅子本体が特例ではないため。)
18	Q45 A②について 補装具給付事務マニュアル適正実施のためのQ&A(中央法規)のQ52では、プラスチック短下肢装具に合わせて靴を製作することは適当ではない。とあり、当所ではA②については適当ではないと考えている。
	Q100 当所では、重複する部分については一律控除を行っている。
	Q103 ABSシステムの骨盤サポートを追加する場合、種目としては車椅子の特例補装具ではなくて、車椅子の特例扱いの付属品として扱うのではないかと。(車椅子本体が特例ではないため。)
19	Q47について A①で、既製の整形靴を靴型装具として認める場合、基準額の積み上げで金額を算出することとされていますが、取扱いには基準内の靴型装具か特例補装具のどちらでしょうか。全額認める場合、靴型装具の特例とすることも考えられますが、A②との兼ね合いから標準靴の特例とするのが適当と考えます。
	Q50～53について: オーダーメイド、レディメイドの定義を明確にしておいた方がよいと考えます。
	Q58について: リクライニング式又はリクライニング・ティルト式車椅子の延長バックサポートの取扱いについては、加算はケースバイケースで考えることになると思います。回答では冒頭に「含まれていないと考えます。」とありますが、この表現のままだと原則加算を認めると解釈され、判定上支障をきたすおそれがあると考えます。
	Q98について: 座位保持装置の完成用部品の骨盤・大腿部の支持部は、Q99のように必要であればクッションとして認められるものと認識しております。
20	今後は、児童に対する補装具や日常生活用具に対する事例についても、積極的にQ&Aで掲載して頂きたい。
	高額な補装具や最新の特例補装具の支給についてのQ&A情報を掲載して頂きたい。また、これらの補装具については、判断に苦慮している更生相談所も多いため、より具体的に詳細な判断基準や判定例を掲載して頂きたい。

21	<p>市町では、補聴器について、品名や製品番号を控えていません。修理や紛失等で再交付の希望が出された場合、支給した補装具か補装具でないか判断できない。ましてや、差額自己負担で補装具を購入しているケースもあり、把握が難しい状況です。現状では支給する側と受ける側との信頼関係により成り立っていると思われます。</p> <p>「災害等」の判断や証明をどのようにするのも難しい問題です。</p> <p>今後とも、様々なQが出てくると思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>「差額自己負担」について、あくまで差額自己負担が認められるのは「デザイン性や嗜好によるもの」であり、真に必要であれば「特例補装具」として扱うべきであると考えており、本Q&Aについては差額自己負担の扱いは概ね正しいと考えますが、補装具判定委員会が示す見解において、「デザイン性や嗜好によるもの」以外であっても、差額自己負担をもって解決を図る回答を示していることがある。</p> <p>Q20について、使用者の身体状況や生活環境において必要であるからこそ、本体および付属品から構成されたものを補装具として判定していると考えるが、「医学的見地から必要ない」ことを理由に取り付けられた全額自己負担の機能であっても、補装具そのものの構成が違うものであることから、申請された補装具と異なるものの判定とはならないか。</p>
22	<p>1 3⇒入浴用短下肢装具を認めていません。</p> <p>2 0⇒車椅子にリクライニング機能を全額自己負担とは明言しにくいです。</p> <p>4 7⇒Qの質問中、既製の整形靴という表現がよくわかりません、全く市販の靴を指すのでしょうか？</p> <p>5 0⇒アームサポート、レッグサポートの調整機能はレディメイド、オーダーメイドのどちらで扱うかの判断基準にしていません。</p> <p>5 1⇒「修理申請時のことに配慮して処方箋には装備されている機能、付属品の全てを明記しておくとういでしょう。」とあります。必要ではないが本人の希望で選択したのも修理として認めるためにその意見が書かれてあるのか、認めないために注意喚起するために書いてあるのか不明です。</p> <p>9 2⇒当相談所では、体幹部がシート張り調整でフレームが車椅子構造のものは、車椅子として扱っています。</p>
23	<p>Q 5 8について当市では以下のように考えています。</p> <p>リクライニング、リクライニング・ティルト式の車いす及び、車いすをオーダーで製作する時、背もたれが高くなる場合は、延長バックサポート分は基準額に含まれていると考えています。リクライニング、リクライニング・ティルト式の車いすを使用する方は、角度を変えた時に体幹・頭部を支持するために十分な高さの背もたれが必要と考えます。同様に、オーダーメイドでも身体（障害）状況に応じて製作することから、必要となる構造については基準額で対応するものと考えます。</p> <p>「延長バックサポート」は、現状の背もたれの高さから延長する必要性が生じた時に加算を認めています。これに関連するものとして、業者より、背もたれの高さが何センチ以上ならば、「延長バックサポート」の加算が可能か問い合わせがありました。</p>
24	<p>・公開することについて、全国の身体障害者更生相談所の中には、反対しているところがあるのに、部分的にであろうと、公開の方向に突っ走るのは好ましくない。内容の精査については、数年間使用してみないとわからない部分もあると思う。</p> <p>・この「補装具費支給判定Q&A」と、「補装具費支給事務マニュアル(中央法規出版)」や、「補装具費支給事務ガイドブック(テクノエイド協会)」との関係はどうなるのかも示してほしい。</p>
25	<p>補装具の交付の適否について、判断は各身体障害者更生相談所の判断に委ねる形で書かれている回答が多く見受けられるが、実際の判断基準を、もう少し明確に表現してもらいたい。</p>
26	<p>目次：種目タイトルに「補聴器・その他」とありますが、「補聴器」が適切と考えます。「その他」は何を指しているのでしょうか。他の種目タイトルから見ても「補聴器」がよいと考えます。</p> <p>Q1:Aの最後の文の「一方、装具を必要とする状況によっては、」の部分は表現がわかりにくく、「医療保険」も唐突な印象を受けます。</p> <p>「治療・訓練目的の場合は医療保険での対応となる」など、明確に記述した方がよいように思います。</p> <p>Q3:Aの2段落目の冒頭に、「たとえば、脳卒中片麻痺者」とありますが、「脳卒中片麻痺者」は一般的な表現ではないように感じます。</p> <p>Q5:この項目は、「補装具費支給の目的」にある方が適していると考えます。既製品のことが、他制度との適用関係にどう関係するのかよくわかりません。</p> <p>Q9:告示の基準の第4項に挙げられていないものは、たとえば単体の交換でも、第3項の規定により100分の104.8に相当す</p>

	<p>る額としています。そうでなければ第4項の意味がないと考えます。(誤解では?)</p> <p>Q10: 定価より購入価格上限額が高くなる最後の関係式は納得できません。基準額×1.03＝購入価格上限額 定価≥購入価格上限額 と考えます。(誤解では?)</p> <p>Q12, 16: いずれのQAも修理基準にない修理を行う場合の内容ですが、一方では特例での修理のみに触れ、一方では指針に表されている内容のみに触れられています。指針による考え方と特例修理の考え方の両方が、いずれのQAにも盛り込まれてよいと考えます。</p> <p>Q14: 余暇、趣味に用いる補装具は認められないことを明記した方がよいと考えます。</p> <p>Q18: 歩行器のQAにも思えてしまいます。</p> <p>Aの2文目の最初に「差額自己負担の額を減少するためや無くすために、」を挿入してはいいかがでしょうか。</p> <p>Q19: Aの最初の「必要性が」から始まる文は、二重否定で分かりにくいと思います。「特殊材料の使用がデザイン性や嗜好によるもの場合は差額自己負担とするのが適当です。」とするのはいいかがでしょうか。</p> <p>Q46: QとAの間にある「*②一口」以下は、Q45のAの末尾に入るのが正しいと思います。</p> <p>Q48: 足背バンドの起始と停止が不明確で、よくわかりません。</p> <p>Q54: Aの3行目「ジュラー方式の車椅子」になっており、(モ)が抜けています。</p> <p>Q58: Aの1行目「既製品の車いす」になっており、(椅子)が(いす)になっています。</p> <p>Q67: 例3の意図がわかりません。無くてもよいと思います。(誤解では?)</p> <p>Q82: Aの冒頭4行にある、「手押し型車椅子に簡易型電動車椅子ユニットを取り付け」る解説がわかりにくいと思います。「16インチなど車輪径の小さな電動ユニットが開発、販売されており、あらかじめ車椅子に装着されたものも製品化されています。現行の基準の電動車椅子簡易型の基本構造にある「手動力走行」や「駆動力の補助」が行えないため、切替式にもアシスト式にも該当しませんが、タイヤが座面を超えないため移乗が行いやすい、全長が小さくできるため運搬しやすいなどの利便性から、この製品を選択する事例があります。」などとしてはいいかがでしょうか。(後付けもあり何とも)</p> <p>Q83: Qの「適応につき」は、「適応について」の方がよいのではないかと思います。</p> <p>Q85: 心臓機能障害者への電動車椅子の適応は、Q83で「内部障害者」として呼吸器機能障害とともに述べられています。</p> <p>Q85は重複しているように思われます。削除してもよいと考えます。(誤解では?)</p> <p>Q87: Aの最後の文の中ほど、「それをもってして支給できない」は、「それをもって支給できない」の方がよいと思います。</p> <p>Q126: Aの冒頭の「人工内耳を片耳装用されている方」は、「片耳に人工内耳を埋め込んでいる方」などとするのがよいのではないかと思います。</p> <p>Q127: Qの2行目「脱落防止目的について」となっており、(イヤモールド)が抜けています。</p> <p>Q131: Qの「10年程度使用可能」とAの最後の文の「10年間修理なしに使用できる」が同じ内容を示しているように感じられません。 「調整機能により10年程度修理なしで使用可能(使用できる)」などに揃えてはいいかがでしょうか。</p> <p>Q132: Qの1行目「学齢時以上」となっており、(児)が(時)になっています。</p> <p>Q133: Aの最後の文の中ほど、「他に同様の事例がいることも考慮しておく必要があり、」の意味、意図がわかりません。</p> <p>Q144: 「健康保険」という単語が使われていますが、Q3では「医療保険」が用いられています。「医療保険」に統一した方がよいと思います。</p> <p>Q145: ②のやり取りはQ135で概ね述べられており、加えて、A側の最後「児童に対して」以降は誤解を生じかねないと考えます。</p> <p>③のやり取りもQ135で述べられています。②、③は削除してよいと考えます。</p> <p>Q149: Aの1行目「難判断基準」となっており、余分に(難)が書かれています。</p>
27	<p>Q 2 0. 「あれば便利」な機能について、差額自己負担で対応することは、指針で示されている「デザイン等の嗜好によるもの」と同じ主旨で考えてよいのか、わかりにくいように思われる。(指針の変更がありえるのか?)</p>
28	<p>児童の特例補装具(補聴器)での助言依頼で、両耳で80万円を超える高額なデジタル補聴器が出された際、サウンドリカバリー機能や、音の指向性が優れている等の理由が附せられています。(ほとんどの場合保護者は、業者が出した高額補聴器を強く望みます) 構造上は重度難聴用耳かけ型ですが、多種の機能がついている高額補聴器です。差額支給にしても70万円近くの差額負担になるため、児童の療育上に必要との判断材料をどうしたらよいか苦慮しています。</p>
29	<p>当所での取扱いとして、Q125 重度難聴用の処方を受けている方が差額自己負担で耳あな型へ変更する場合は、その希望する耳あな型補聴器の90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値(補聴器の基本構造)が140デシベル以上の機種(重度難聴用)か確認のうえ変更を認めている。</p>

	公開には賛成だが、各相談所で取扱いの違いがあるため、Q&Aは判定の際の考え方の参考意見であることを、周知徹底することが必要と思われる。また、取扱いが異なるケースが多いQ&Aの補装具関係業者への公開は、特に慎重に行う必要があると思われることから、行政向け（市町村等）と一般向け（補装具関係業者等）の公開を分ける等の検討が必要と思われる。
30	Q49のように曖昧な解釈で現場を混乱させることのないように、回答内容は明確にして欲しい。

問5：「補装具費支給判定基準マニュアル」の完成版に取り入れて欲しいアイデアがございましたらご意見ください。

意見した 更相数	意見
1	もっとイラストや写真を活用すれば、イメージが湧きやすいと思います。
2	PDFファイルでも公開してほしい
	各種補装具の細部の名称がついた図を入れる
	各補装具の見積書の例を入れる
3	補装具事業者に公開する方向であれば、あいまいな表現に対する事業者独自の解釈が利用者に伝わってしまいトラブルを招く恐れがあるのではないかと思います。
4	Q55にも関係する内容かもしれませんが、介護保険施設の場合、リクライニング式やティルト式車椅子を備えている施設もあれば、標準的な車椅子でさえ本人に持参するようお願いしている施設もあるようです。あくまでも参考で構いませんので、特別養護老人ホーム等の介護保険施設で標準的に備えるべき施設備品はどの程度の車椅子なのかを掲載していただければありがたいです。
5	補装具費支給に係る事務取扱指針・要領及び算定基準は厚生労働省が規定しているものであるため、通常は、その疑義解釈は厚生労働省として発出すべきものである。 全国の身体障害者更生相談所内部で、判定業務の実務上の参考とするためにQ&A（暫定版）を活用する限りにおいては、現状の取扱いで大きな問題はないと思われる。 しかし、このQ&Aの完成版を一般に公開するのであれば、その解釈の妥当性について厚生労働省に改めて確認をとり、その旨を明記するのが適切ではないか。
6	児童の補装具に関しては、更生相談所の判定ではなく、助言の対象ですので、できる限り原則の確認こととめていただきたいと思います。
7	補装具制度の変遷変更点があった年とその内容についていれていただきたい。
	「補装具費支給事務マニュアル 適正実施のためのQ&A」資料編にある「福祉用具支給制度選択のチャート」について、損害保険等については「自賠責」のみ触れられているが、任意保険についてもその取扱や優先順位等をわかるようにしていただきたい。
	市町村で支給決定している装具に関して多く取り入れていただきたい。
8	厚生労働省から出ているQ&Aも併せて掲載されると、活用しやすいと感じます。
9	厚生労働省より出された補装具関係のQ&Aも参考資料として巻末に記載されていると便利だと思いますが、記載することに何か問題はありますか。
10	補装具支給ガイドブックの付録にあるように、総合支援法に優先される制度である、「介護保険法」「労災」「自賠責保険」に関する通知、もしくは概要などを掲載していただきたい。
11	「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」の「修理基準」の項目の中には、重複計上できないものがあります（例えば、Q66にある開閉傘上式レッグサポート（パット形状）交換とレッグサポート交換）。しかし、担当者が専門職でなかったり異動間もなかったりすると、各修理部位の定義や新規と修理では加算の項目が違うこと、重複計上できないということがわかりません。このことについて、わかりやすくまとめた内容を希望します。
12	補聴器の各修理部品の個数。修理部品の画。
13	補聴器の各修理部品の個数。修理部品の画。

14	内容には関係ないことですが、製本されたQ&Aの用紙が見る角度によっては光って読みづらいです。冊子として印刷する場合は、用紙を変更していただければと思います。他の書籍ではこのように感じたことはありません。
15	<p>疑義が多く生じたケースやグレーゾーンに対して、厚生労働省の考え（実際の回答）を踏まえた回答を掲載して頂きたい。</p> <p>可能な範囲で画像資料の掲載を行って頂きたい。</p> <p>その他：特に全国で課題になっている案件について、補装具検討委員会から厚生労働省に改善提案を行うための意見集約を行って頂きたい。</p>
16	<p>現暫定版において、補装具判定支援サイトQ&Aに示す見解が、十分に反映されていないと考える。個々の事例における微妙な解釈が、本Q&Aにおいても活かされるとよい。</p> <p>今後作成される市町村、補装具製作者、医療機関等に補装具支給制度の共通理解を得ることを目的とした「補装具費支給判定基準マニュアル（完成版）」は、その内容のQ&Aにおいて一定の見解を示している、テクノエイド協会が市町村の補装具費支給事務担当者向けに作成した「補装具費支給事務ガイドブック」とどう整合性をつけるのか。</p>
17	<p>（現在関心のあることで）FM補聴器の支給について、18歳以上で職業上の理由で認められる場合はどのような場合か、また両耳として認められる時があるのか、ご回答頂けると有難いです。</p> <p>義肢・装具の完成用部品の選択について。どのような場合にその部品の選択を妥当とするか、部品の選択の仕方が知りたいです。</p>
18	眼鏡のQ&Aを追加してもらいたい。
19	消費税率の変更に伴い、現状に合わせた表記で完成版を作成する必要がある。
20	<p>紙質の関係か、読んでいると光が反射して目がチカチカする。</p> <p>基準にありそうでなさそうな既製品の補装具の算定見本（ゲイトソリューションやオルトトップ等）、質問の多い補装具等の算定方法を、参考として掲載して頂きたい。</p>
21	眼鏡に関するQAは入れないのでしょうか
22	市町村の担当者によっては前任の担当者がおらず、費用の額の算定基準等に関することが分かりにくく、苦慮しているようです。算定基準等について実務的な内容を具体的に示されるとよいのではないのでしょうか。
23	<p>重度障害者用意思伝達装置の判定例（見積例も含む）や判定困難例。 （判定件数が少なく、業者もほんのわずかですので、疑問が生じやすいです。）</p> <p>難病での判定例や対応困難例（件数が少ないため、多くの情報を知りたいと思っています。）</p> <p>眼科にかかる補装具の判定例や修理の考え方について （判定不要としているため、各自治体で捉え方に差があるのではと思います。）</p> <p>介護保険対象者の車椅子支給にかかる考え方や調査確認のポイントについて。 （実際に介護保険の業者のカラダを拝見しますと、負担金は若干高いものもありますが高性能の車椅子（モジュールタイプ・肘掛跳ね上げ・スイングア付付き・低床型・チルク等）を備えているので、各自治体で格差があるのではと思われます。また、サービスの限度を超える・負担金がある・要支援で貸与できなかった等理由で市町窓口で相談されることが多いようです。）</p>
24	関係機関に情報公開していただくことで、制度に対する考え方や各項目に対する基本的な考え方などが周知され、判定業務が円滑に進むことを期待します。また、市町限りで判断されている内容について、各自治体で捉え方/判断の仕方に差が生じている可能性もあり、総合的な判断材料として提供していただくことで地域格差の是正につながってくればと期待します。
25	<p>日常生活用具支給については掲載されていないが、市町村からの問い合わせが多いのでQ&Aを詳しく載せて欲しい。</p> <p>補聴器に対するQ&Aも少ないので、充実させて欲しい。</p> <p>厚生労働省の出しているQ&Aも参考資料として一緒に掲載すると業務に使用する際に便利である。</p>

厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野））
分担研究報告書

機能区分を踏まえた完成用部品申請手続きの整備

研究分担者 石渡利奈 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
福祉機器開発部 第一福祉機器試験評価室長
研究分担者 山崎伸也 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
義肢装具技術研究部 副義肢装具士長
研究分担者 我澤賢之 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
障害福祉研究部 研究員
研究協力者 相川孝訓 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
福祉機器開発部 非常勤研究員

研究要旨 本研究の目的は、補装具利用者の社会参加・自立促進に向けて、機能区分を活かす完成用部品申請手続きのシステムを構築することである。昨年度は、システム構築の第一段階として、手続きの効率化、正確性の向上を目的として、Microsoft Excel を用いた電子申請様式を作成した。今年度は、昨年度末に実施したアンケート調査結果を基に、電子申請様式を含む全体の申請システムの改善を図るとともに、将来的な機能区分を踏まえた完成用部品申請システムの構成案をまとめた。

A. 目的

本研究の目的は、補装具利用者の社会参加・自立促進に向けて、機能区分を活かす完成用部品申請手続きのシステムを構築することである。

本システムの構築のため、本研究では、①手続きの効率化、正確性の向上を目的とした電子版申請様式の作成、②実際の運用による様式およびシステム全体の改善、③機能区分を踏まえた完成用部品申請手続きシステムの提案を目標とした。

昨年度は、システム構築の第一段階として、①について、Microsoft Excel を用いた電子申請様式を作成し、本様式を用いた完成用部品申請手続きについてのアンケートを実施した。

今年度は、②について、昨年度のアンケート調査結果を基に、電子申請様式を含む全体の申請システムの改善を図り、改善版のシステムを用いた申請手

続きについて、再度アンケート調査を実施、最終的な改善点を抽出した。

また、③に向けて、将来的な機能区分を踏まえた完成用部品申請システムの構成案をまとめた。

B. 方法

B-1. 申請システムの改善

昨年度末に実施した申請者、事前審査者を対象としたアンケート結果に基づき、今年度は、様式以外の改善に重点をおいて、主に以下の改善／変更を行った。

<電子申請様式に関する主な変更点>

- ▶ 昨年度の様式では、入力フォームと出力フォームを分けていたが、入力フォームの記載事項が出力フォームに反映された際、スペースが不足したり、読みにくくなるなど、

印刷に適した体裁の調整が難しいことが指摘されていた。このため、今年度の様式では、出力フォームに直接入力できるようにした。

- ▶ 昨年度は、Excel のバージョンを複数用意したが、今年度は、マイクロソフト社で 2003 のサポートが終了したこともあり、2007 で統一した。
- ▶ 電子ファイル名の付け方、電子媒体の作成方法を整理し、見直しを行った。

<記入要領に関する主な変更点>

- ▶ 今年度は、記入要領全体について、大幅な見直しを行った。
- ▶ 従来の様式の記入方法の説明に加え、申請手続き全体について、記載することとした。
- ▶ 重複した内容や項目立てを手続きの流れに沿って整理し、目次を作成した。
- ▶ 従来は、文章による説明がほとんどであったが、視覚的にもわかりやすくなるよう、様式一覧、電子媒体の作成方法などの図表を追加した。

<説明会、Web での情報提供に関する主な変更点>

- ▶ 複数回／開催地の拡大の要望を受け、2 会場（東京、大阪）での開催を試験的に実施した。
- ▶ 説明会向けに、主な変更点等をまとめた PowerPoint 資料を作成し、PowerPoint を用いて説明を行った。
- ▶ Web ページ上で、申請手続き等に関して寄せられた Q&A を公開した。

B-2. 電子版申請様式を用いた申請手続きの実施

申請受付開始にあたり、申請業者を対象とした説明会を平成 26 年 7 月 22 日（東京：国リハ学院）、7 月 29 日（大阪：合同庁舎）の 2 か所で実施した。

説明会では、参加者に申請関係資料一式（記入要領、様式、記入例、参考資料）を収録した CD-R を配布し、事前審査担当者が申請全体の流れ、および様式の記入方法についての説明を行った。

また、ホームページ上に申請関係資料、および Q&A を掲載し、関係者がダウンロード／閲覧できるようにした。

資料配布後、平成 26 年 9 月 30 日を締め切りとして、申請受付を開始した。受付締め切り後、提出された申請書を基に、事前審査を行った。

B-3. 申請手続きに関するアンケートの実施

申請受付終了後、今年度申請のあった 26 社を対象に、申請手続きに関するアンケート（以下 11 項目、自由記述）を E-mail にて実施した。

アンケート項目

- 1 ブック 1
- 2 ブック 2
- 3 ブック 3
- 4 記入例について
- 5 記入要領について
- 6 添付資料（会社資料、インボイスなど輸入関係資料など）について
- 7 提出書類の PDF ファイルへの書き出しについて
- 8 電子媒体への保存方法、ファイル名変更等について
- 9 完成用部品一覧表番号について
- 10 ホームページについて
(<http://www.rehab.go.jp/ri/shinsei/shinsei.html>)
- 11 説明会について

B-4. 機能区分を踏まえた完成用部品申請システムの構成案のまとめ

本研究課題の全体会議（定例研究会：今年度 4 回開催）に出席し、他の研究分担課題で進めている機能区分整備の状況に関する情報収集、意見交換を行った。

また、厚生労働省 社会・援護局 福祉用具専門官、完成用部品指定申請の事前審査を担当する国立障害者リハビリテーションセンター関係者、完成用部品のデータベース作成、公開を担当するテクノエイド協会担当者で構成する「完成用部品に関わるワ

ークフローシステムの在り方に関する検討委員会(今年度2回開催)」に出席し、申請受付、審査、公示、データベース上での情報公開までを効率良くスムーズに進めるためのワークフローシステムについて、システムの構造等の検討を行った。

以上を基に、将来的に、HP等で申請を受け付ける電子申請を想定し、かつ機能区分を取り入れた完成用部品指定システムの構成案をまとめた。

C. 結果

C-1. 申請システムの改善

電子申請様式に関する変更点として、出力イメージの様式の中に、直接申請内容を記入できるよう、図1に示すような入出力フォームを作成した。

図1 入出力フォームイメージ

また、作成するファイル(Excel、PDF、JPEGの3種類)内容は、後掲の表2参照)を以下とし、ファイル名のつけ方を表1のように指定した。

<Excelファイル>

- ブック1
- ブック2
- ブック3

<PDFファイル>

- 様式：A-1、A-2、A-4～7 (まとめて1つのPDFファイルを作成)
- 添付資料
 - 1 会社概要 (申請事業者の概要がわかるパンフレットなど)
 - 2 部品概要 関係資料 (組み立て調整法などの日本語使用マニュアル、カタログ等)
 - 3 工学的試験評価 関係資料 (試験報告書、試験結果証明書、試験機・試験装置関連資料など)
 - 4 インボイス等輸入通関の際の金額の証拠となる書類の写し ※印刷物でも可
 - 4 学会等の文献又は国内・海外での使用実績 (販売実績) 等

<JPEGファイル>

- 申請部品の写真データ

表1 ファイル名一覧

種類	内容	ファイル名	例
EXCELファイル	ブック1	「申請事業者名」.xlsx	国リハ製作所.xlsx
	ブック2	「新規/変更/削除/価格変更+申請番号」.xlsx	新規001.xlsx、変更002.xlsx
	ブック3	「完成用部品一覧表番号」.xlsx	H26050001.xlsx
PDFファイル	様式A-1	「申請事業者名+A-1」.pdf	国リハ製作所A-1.pdf
	様式A-2	「申請事業者名+A-2」.pdf	国リハ製作所A-2.pdf
	様式A-4	「新規/変更+申請番号」.pdf	新規001.pdf、変更002.pdf
	様式A-5		
	様式A-6		
様式A-7			
	インボイス	「対応するブック2、またはブック3のファイル名+_INVOICE」.pdf	新規001_INVOICE.pdf、変更002_INVOICE.pdf、H26050001_INVOICE.pdf
JPEGファイル	部品の写真	「新規+申請番号」.jpg	新規001.jpg、新規002.jpg

なお、申請に際して必要な提出物は、以下3種類となっており、種類・内容が多く、複雑であるため、表2に示す通り、種類、内容、電子ファイルの整理方法等の一覧をまとめ、記入要領にも記載した。

- 様式、資料等の電子ファイルを収めた電子媒体 (CD-R、DVD等)
- 様式、資料等の印刷物 (正本、副本)
- 申請部品サンプル

表2 完成用部品指定申請に関する提出物一覧

申請内容			提出物の種類	内容	電子ファイル					印刷物	サンプル	備考
新規申請	変更・削除・価格変更申請 ※1	既収載輸入品の価格根拠申請			EXCELファイル							
					ブック1 (申請事業者毎に1ファイル)	ブック2 (部品毎に1ファイル)	ブック3 (部品毎に1ファイル)	PDFファイル	JPEGファイル			
○			添付資料	会社概要(申請事業者の概要がわかるパンフレットなど)				○		「会社概要」	○	
○	○	○	様式(目次)	目次	○			○		一番上の階層	○	
○			様式(A-1)	義肢装具等完成用部品の指定申請書	○			○		一番上の階層	○	
○			様式(A-2)	申請部品一覧	○			○		一番上の階層	○	
○	△※2		様式(A-3)	申請部品に係る価格根拠(新規ならびに価格変更申請の場合が対象)		○				「新規申請」/ 「変更・削除・価格変更」	○	
○			様式(A-4)	部品概要		○		○		「新規申請」	○	
(○)※3※5			様式(A-5)	工学的試験評価概要		(○)		○		「新規申請」	(○)	
(○)※4※5			様式(A-6)	フィールドテスト結果		(○)		○		「新規申請」	(○)	
(○)※4※5			様式(A-7)	フィールドテスト被験者リスト		(○)		○		「新規申請」	(○)	
(○)			添付資料	部品概要 関係資料(組み立て調整法などの日本語使用マニュアル)				(○)		「添付資料」	(○)	添付可能な限り、必ず提出
(○)※3			添付資料	工学的試験評価 関係資料(試験報告書、試験結果証明書、試験機・試験装置関連資料など)				(○)		「添付資料」	(○)	必要に応じて提出
(○)※6	(○)※6	○※6	添付資料	インボイス等輸入通関の際の金額の証拠となる書類の写し(輸入完成用部品の新規・価格変更申請の場合、既収載の輸入完成用部品がある場合に必要)				(○)		「添付資料」	(○)	必要に応じて、PDF等電子ファイル、印刷物のいずれかを提出
○			様式(A-8)	補装具等完成用部品申請のために提出頂いたサンプルの返却について	○					一番上の階層	○	
	○		様式(B-1)	義肢装具等完成用部品の変更・削除に関する申請書	○					一番上の階層	○	
	○		様式(B-2)	完成用部品(品番等変更)一覧	○					一番上の階層	○	
		○	様式(C-1)	既収載輸入部品に係る価格根拠(価格変更申請部品を除く)		○				「既収載輸入部品」	○	
○			その他	申請部品の写真				○		「新規申請」		
○			その他	申請部品のサンプル							○	
(○)			参考資料	カタログ、学会等の文献又は国内・海外での使用実績(販売実績)等				(○)			(○)	添付可能な電子ファイルか印刷物を提出

※1 区分変更、メーカー名変更、品番変更、価格変更、削除申請。なお、区分変更の場合は、工学的試験評価、フィールドテストが必要となるケースがありますので、事前に、事務局までご相談ください。

※2 価格変更申請を伴う場合。

※3 工学的試験評価が必要な場合(参考資料3参照)に提出。

※4 フィールドテストが必要な場合(参考資料3参照)に提出。

※5複数の部品で共通の工学的試験評価/フィールドテストを適用する場合には、一番若い申請番号の様式を作成し、残りの申請番号の様式は、それを参照する形で記入の省略可。詳細については、記入要領参照。

※6 輸入完成用部品の新規・価格変更申請の場合、ならびに平成26年度時点で既収載の輸入完成用部品がある場合に提出。

C-2. 電子版申請様式を用いた申請手続きの実施

申請手続き実施の結果、H26年度は、新規申請181件（義肢76件、装具22件、座位保持装置83件）、変更削除申請698件、既収載輸入部品の価格根拠申請1070件、計1949件の申請が受付された。

C-3. 申請手続きに関するアンケートの実施

申請業者を対象としたアンケート実施の結果、26社中13社から回答が寄せられた（回答率50%）。主な回答結果をまとめた内容を以下に示す。

ポジティブな意見としては、昨年よりも申請がわかりやすく、しやすくなった、前年度より記載方法が改善された、などの回答があった。

一方、ネガティブな意見としては、タブ（Excelのシート）が多く煩雑、記入例が簡潔過ぎて参考にならない、印刷時の調整がしにくい、専用の電子申請ソフトで様式を作成できるようになるとよいという要望等があった。

<補装具完成用部品指定申請に関するアンケート結果まとめ>

● 感想（+）

> 全般

- ・ 特に要望なし
- ・ 以前と比べ、大変楽
- ・ 昨年よりも申請がわかりやすく、しやすくなった
- ・ 新しい取組前と比べると、雲泥の差
- ・ 前年度より記載方法が改善され、リンク等の記載について理解していれば問題もなく申請を行う事ができた
- ・ 必要なものが判りやすくなった

> Excel

- ・ 項目だけ入力すれば反映されたので良いと思う
- ・ コピー・貼りつけの回数が減った
- ・ 写真の貼り付けが（A-4 部品概要）では、特に使いやすくなり、助かった
- ・ 特に問題なし WordやExcelにPDF変換機能もあるため、スムーズ

> 問い合わせ

- ・ 事前説明会のおかげでわかりやすかった
- ・ 事前に問い合わせもできるため、大変助かった
- ・ 大変丁寧なご対応を頂いた

● 感想（-）（不明点）

> Excel

- ・ Excelファイルということもあり、タブが多く分かれ煩雑に感じた また申請内容の修正や差し替え等の作業を行う際にタブの多さに使いにくく感じた
 - ・ PCのExcelバージョンによって印刷範囲設定が異なる為、本来・ページのものが出力時に分割され2ページになってしまった
 - ・ 申請するためにいくつものファイルを作成し階層に分けることが解りにくかった また提出する資料も多く、提出データファイルの多さや形式の指定が煩雑に感じた
 - ・ Book1やA-1などの関係が理解しがたい
 - ・ 全てを仕上げて最終的に上書きしていかなければならなかったため、ページ調整や修正等やりにくかった
 - ・ 添付資料2の扱いなどよくわからない箇所があった
 - ・ 1個しかない時に、欄が小さすぎる
 - ・ 部品概要欄の追加に気付かなかった
 - ・ 関数により入力不要の項目と直接入力が必要な項目とが1つのシートにある為、編集時にわかりにくかった
- ##### > 不明点
- ・ 工学的試験の「背支持部 後方静的荷重試験」は求める強度が大き過ぎると思われる
 - ・ 販売価格の決め方がよくわからない 利益は一般的にどれくらいなのか
 - ・ 工学的試験評価はどの程度載せるべきなのか JISすべてなのか
 - ・ 使用した部品はどの範囲まで記入するか パイプのメーカーも必要なのか
 - ・ 新規申請で取引実績のないものについて一年以上以前の為替レートを適用しなければならない為、現実との乖離が生じる可能性がある

- ・（記入例では）空白欄が目立ち、記入例が省略されている箇所が多く、雑すぎて参考にならない 結局、記入要領を読み直す必要があるのでは不便
- ・会社資料はPDFにする必要があるのか
- ・インボイス編纂に多大な労力を要する
- ・書面提出2部している上に、rawデータ(Excel・ファイル)があるのであれば、わざわざこちらで手間をかけてPDFにする理由があるのか疑問有効活用されているのであればよいが、多くのユーザにとって不慣れなフォーマット変換(PDF変換)を義務化しても、不慣れがゆえにチェックが行き届かず、文字化けや位置ずれを起こして結局、使い物にならないのではないかと推察される
- 問い合わせ
 - ・問い合わせは、回答までに日数がかかる印象
 - ・一例だけだと分かりにくかった
 - ・記入例、記入要領を読んでもわかりにくく、作業が煩雑であった
 - ・記入用紙のダウンロード時期は迷った いつが最新版になるかわからなかったため
- 要望
- Excel
 - ・ページ欄なしの方が良い
 - ・（ページは）システムで自動に出るようになるとうい
 - ・申請事業者名は、(すべて) 様式 A- とリンクを張って欲しい
 - ・備考変更の選択欄がないが、あった方がわかりやすいのではないかと思う
 - ・寸法、重量などを記載する際にサイズが多くあるものがあるので、表で挿入できるようになると便利
 - ・フィールドテスト実施住所など重複する部分は「Aと同様」など簡略できれば効率的
 - ・申請に際しての必須入力項目と任意入力部分を*印なので表記して見分けられれば効率的
 - ・件数が増えると件数分の入力は非常に手間になると思う 表形式の入力と出力を分けて欲しい
- ・提出先で印刷物をスキャンするほうが良いと思う
- ・新規申請(自社製)の場合はBook・だけ記入すればよいとか、分かりやすくないか
- ・部品名が長いときもあるので、セルの幅や高さを調整できるとよい
- ・PMDAからリリースされている医薬品等電子申請ソフトのように、鑑も目次もデータ内容も一括でプリントアウトが出来、電子データもそのソフトで作成できるようなものを使い易い
- 問い合わせ
 - ・（事前説明会は）Web上で動画ストリーミングでも開催してもらえると助かる 録画でも良い
 - ・説明会をもう少し早い段階、申請を開始する前に行って欲しい
 - ・説明会開催からの資料提出メ切までの時間に若干の余裕があれば有難い(90日～)
- その他
 - ・輸入品の外国販売価格とはどの販売価格の記載を望んでいるのか知りたい 販売メーカーが自国内で販売している価格なのか、それとも弊社が輸入してそれを他国に販売している価格なのか前者であれば、条件によって異なるし、一般的にメーカーが発行するプライスリストの価格が知りたいということなのか?
 - ・輸入原価が55%以下の場合は、理由を記載することになっているが、この55%以下とした根拠が何かを知りたい 他業種でも構わないので、具体的な指標を知りたい
 - ・急激な円安が進み、申請当時よりも為替相場が大きく変化しているため、部品価格の算定根拠には充分配慮して欲しい

B-4. 機能区分を踏まえた完成用部品申請システムの構成案のまとめ

機能区分については、現在、他の分担研究課題「完成用部品の機能区分整備」にて、機能区分が行われている米国のLコード等を参考に、日本独自の機能区分案を作成しているところである。

研究会での議論の結果、将来的な機能区分を踏まえた完成用部品指定申請として、機能区分表を基に、各申請業者が申請部品に該当する機能区分を申告し、補装具評価検討会等にて、その妥当性を審議する必要性が示唆された。

なお、申請受付、審査、公示、データベース上での情報公開までを一体化した完成用部品申請システムに関し、現在は、申請受付、審査までを、本研究で整備している Excel 版の様式等を用いたシステムで対応し、公示、データベース上での情報公開までを、テクノエイド協会のワークフローシステム検討委員会の中で試作している。

前述のアンケートの結果からも、より効率のよい申請システムの構築のため、将来的には、現状、Excel の様式を用いての申請システムについても、Web 上での入出力、申請受付が可能になることが望ましいことが示唆された。

D. 考察

昨年度の申請システムの改善では、申請様式を Excel を用いて電子化したことにより、申請や事前審査に関する効率性、正確性が向上した。今年度の申請システムの改善では、運用結果に基づく様式の改善に加え、記入要領等、説明会での説明方法の見直しも行った結果、昨年よりも、申請がわかりやすく、しやすくなったとのフィードバックが得られた。

一方で、昨年度も示唆されたように、Excel のシートが多く煩雑、印刷時の調整がしにくい等のユーザビリティの課題が指摘された。これらの課題を解決するには、今回作成した Excel 版の申請様式を基に、Web 上での入出力を可能にする電子申請システムを構築する必要があると考えられた。本システム構築は、申請受付、審査、公示、データベース上での情報公開までを一貫して効率よく行うため、現在テクノエイド協会で作成しているシステムとの連動性を重視して進めることが求められる。

なお、機能区分については、他の分担研究課題にて作成する機能区分案を受け、申請様式に区分の申告欄を設けるとともに、機能区分に関する申請業者の十分な理解を促すため、昨年度開催したような研

究会や、完成用部品指定申請の説明会の開催、機能区分申請に関する説明資料等の整備を通じて、情報共有を図る必要があると考えられる。

また、限られた時間で開催される補装具評価検討会にて、区分の妥当性の審議を効率的に進めるため、妥当性を事前に詳細検討するワーキンググループ等の設定も必要と考えられる。

E. まとめ

アンケート調査結果を基に、電子申請様式、記入要領、説明会での説明方法等、申請システム全体の改善を図った結果、申請や事前審査に関する効率性、正確性が向上し、より良い申請システムを構築することができた。

一方で、申請書類を Excel で作成する際、出力等のユーザビリティに課題が生じており、Web 上での入出力を可能にする専用の電子申請システム構築の必要性が示唆された。本システム構築は、申請受付、審査、公示、データベース上での情報公開までを一貫して効率よく行うため、現在テクノエイド協会で作成しているシステムとの連動性を重視して進めることが求められる。

なお、機能区分を踏まえた完成用部品申請手続きの整備のため、①申請様式への区分申告欄の設定、②機能区分に関する説明会の開催、③説明資料の整備、④効率的な審査体制の構築が必要と考えられる。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的財産権に出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

III. 研究成果の刊行に関する一覧表

別紙 4

研究成果の刊行に関する一覧表レイアウト

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ
	該当なし						

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
	該当なし				